

## 藤沢ジャンボゴルフカード利用規定

### 第1条(目的)

藤沢ジャンボゴルフカード利用規定(以下「本規定」という)は、藤沢ジャンボゴルフ(以下「当施設」という)の発行する藤沢ジャンボゴルフカード(以下「ジャンボカード」という)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものである。

1. 第2条に定める用途の支払いに使用する。
2. 当施設利用受付時に利用・提示した場合、藤沢ジャンボゴルフカード会員(以下「会員」という)に特典を提供する。
3. 会員にそれぞれの資格・条件に応じた付帯設備の利用特典を提供する。

### 第2条(J度数および打球割引ポイントの取扱い)

1. 「J度数」とは、当施設が相当の対価を得て、ジャンボカードに施設利用のための度数を積み増し(以下「チャージ」という)するものである。(単位:J)
2. 「打球割引ポイント」とは、当施設が対価を得ずに、無償の特典としてジャンボカードに付与するものである。(単位:P)
3. J度数は、当施設の施設利用料、打席における1球単位のボール貸出料ほか、当施設においてサービスの提供を受け、または商品を購入する際の代金の支払い、及び各種手数料の支払いに利用できる。なお、J度数を利用できる商品、サービスは当施設が個別に追加、変更することができる。
4. 打球割引ポイントは、当施設の打席における1球単位のボール貸出料としてのみ利用できる。

### 第3条(チャージの方法)

1. ジャンボカードには、現金またはクレジットカードによって自動入金機においてJ度数をチャージすることができる。
2. システムの異常、その他何らかの理由により自動入金機においてチャージができない場合は、フロントにてチャージ処理を行うことがある。
3. 会員は、一度実施したチャージの取消・払戻しはできないものとする。ただし、当施設の廃業時はこの限りではない。

### 第4条(度数の上限)

J度数は100,000J、打球割引ポイントは50,000Pを上限とし、超えることはできない。

### 第5条(度数の有効期限)

1. ジャンボカードを利用して当施設利用受付を行った日を起算日として、現金およびクレジットカードによるチャージは3年間当施設利用受付が行われない場合は、J度数は失効する。
2. 打球割引ポイントは、1年間当施設利用受付が行われない場合は、失効する。

### 第6条(度数の確認方法)

ジャンボカードの正式なJ度数および打球割引ポイントは、自動入金機またはフロントにて確認することができる。ジャンボカード上に印字された情報は、必ずしも最新のものではなく、実際の内容と異なることがあるため、当施設が保証するものではない。

### 第7条(度数・特典の取扱い)

本規定に基づく度数・特典は、ジャンボカード毎に蓄積・告知・還元等を行うものとし、他のジャンボカードと合算することはできない。

### 第8条(付帯サービス・特典)

1. 会員は、当施設または提携会社が提供する付帯サービス・特典を、当施設が別途定めるところに従い、利用することができる。ただし、会員は退会したとき、または、会員資格が失効したときは、付帯サービス・特典を利用する権利を失う。
2. 当施設は、必要と認めた場合には、付帯サービス・特典内容の変更、または、提供内容の一部、もしくは全てを中止をすることができるものとする。
3. また、当施設は、付帯サービス・特典の利用に際して、会員に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとする。

### 第9条(権利の貸与等)

会員は、理由の如何を問わずジャンボカード会員における権利を他人に貸与、譲渡、担保提供、または相続することはできない。

### 第10条(本人外利用と免責)

1. 当施設は、ジャンボカードの取扱いについて、ジャンボカード毎に定められた会員本人以外に対する責任を負わない。なお、ジャンボカードを会員本人以外が所持していたときは、当施設は会員本人以外の者の利用について、会員本人に対する責任を負わない。
2. 当施設が会員よりジャンボカードの紛失による利用停止または再発行の請求を受けた場合、可能な限りすみやかに処理を行う。ただし利用停止または再発行が完了するまでの間に、J度数等の利用または何らかの損失があった場合、当施設はそれらを補償する責任を負わない。

### 第11条(規定の変更)

当施設は、必要と判断した場合には、会員の承諾なしに本規定の変更ができるものとする。

### 第12条(カードの発行手数料および交換・再発行)

1. ジャンボカードの改良、その他当施設が適切と認める場合には、当施設は会員にジャンボカードの交換及びそれに相当する措置を求めることがある。この場合、会員は交換等に応じるものとする。
2. 会員の責による紛失・棄損等を理由とした交換の場合は、下記の条件を満たすときに限って、当施設は会員の再発行の申請に基づいて再発行を行う。
3. 会員は、入会時および再発行時に、所定の発行手数料(別途実費)を支払うものとする。
4. 再発行の請求に際して、会員が所定の再発行申請書を提出し、かつ公的証明書等を提示して当該ジャンボカード会員本人であることを証明できること。
5. 会員がジャンボカード入会申込書または以前にポイントクラブカード入会申込書に氏名、生年月日または住所の記載事項を記入し、その情報が当施設のシステムに登録されていること。

### 第13条(疑義等)

会員への特典の還元方法およびその他運営等に関して生じる疑義は、当施設において決定し、会員はその決定に従うものとする。

### 第14条(会員情報提供およびその保護)

1. 会員は、当施設が業務上必要な範囲で会員に関する情報を利用することを承認する。
2. 会員は、当施設が提供する付帯サービスの団体ゴルファー保険において、会員情報を提携保険会社と共同使用することに同意するものとする。
3. 当施設は、藤沢ジャンボゴルフカード会員規約第1条および第2条により知り得た会員の情報については、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適切に管理、運用、取扱する。  
弊社プライバシーポリシー:<https://www.fujisawajumbogolf.com>
4. 会員には、当施設から広告・印刷物の送付、案内のためのEメールの送信等をする場合がある。
5. 会員は、氏名・住所・電話番号の変更があった場合は、当施設フロントまですみやかに連絡すること。